



告示

○長野県告示第535号

同和対策技能修得事業実施要綱（昭和46年長野県告示第651号）は、平成15年3月31日限り、廃止する。ただし、この告示による廃止前の同和対策技能修得事業実施要綱の規定中普通第二種免許、大型免許及び大型第二種免許の取得に関する部分は、平成16年3月31日までの間に限り、なお効力を有する。

平成14年10月15日

長野県知事 田中康夫

人権・同和政策課

○長野県告示第536号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年10月30日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県臼田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年10月15日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 下仁田臼田線
- 2 供用を開始する区間
南佐久郡臼田町大字田口字日向大工原1086番の2地先から
南佐久郡臼田町大字田口字高橋2081番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年10月16日

道路維持課

○長野県告示第537号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年10月30日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年10月15日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中野飯山線
- 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字岩井字西川原993番の6地先から		旧	m	km
中野市大字岩井字西川原1886番の1地先まで			15.1~27.1	0.3670
同	上	新	15.1~27.1	0.3670
			8.4~26.0	0.4672

道路維持課

○長野県告示第538号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県佐久建設事務所において縦覧に供する。

平成14年10月15日

長野県知事 田 中 康 夫

1 河川の名称

信濃川水系 一級河川 湧玉川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成14年10月15日

3 廃川敷地等の位置

小諸市大字和田字穴和田267番1、267番2、269番1、268番1、268番2、字森下258番2、258番4の各地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 82.75平方メートル

5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河 川 課